

マイナ保険証移行後の当施設の取扱いについて

現行の健康保険証については、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」といいます。）を基本とするしくみに移行することとなり、昨年12月2日以降、新たに発行されることがなくなりました。

当施設におけるマイナ保険証移行時の取扱いについては、マイナ保険証の普及状況や法的課題等に鑑み、マイナンバーカードはお預かりしない事と致しました。よって、マイナ保険証を使用しない受診方法とする「資格確認書」をご利用者・ご家族様の同意のもとでお預かりし、これまでの健康保険証に代わって受診先医療機関等に当該資格情報として、提示させていただく事と致します。

つきましては、「資格確認書」がお手元に届きましたら、施設までご持参いただきますよう、よろしくお願い致します。

「資格確認書」の発行について、ご不明な点は、お住いの市役所へ、その他ご不明な点は、老健たけおか 事務係までお問合せ下さいますよう、よろしくお願い致します。

厚生労働省 HP：資格確認書について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html